

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 令和2年6月16日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	内藤久歳君	副委員長	加藤敬徳君
	清水和弘君		赤澤厚君
	芥藤芳夫君		有泉庸一郎君
	小浦宗光君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（2名）

議長	清水正二君		谷口和男君
----	-------	--	-------

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	横森貴志君	総務部長	石合雅史君
市民部長	加藤文雄君	生活環境部長	剣持豊彦君
教育部長	山田洋君	企画財政課長	宮本裕君
総務課長	小澤明君	人事課長	小林一三君
防災危機管理課長	白神忠広君	税務課長	三井美樹君
収納課長	二宮千栄君	市民活動支援課長	梅原剛君
学校教育課長	興石信君	敷島・双葉学校給食センター所長	早川英彦君
財政係長	田中貴則君	管理係長	中島茂樹君
人事係長	瀧波秀彰君	給与係長	早川要子君
防災減災係長	久保田浩君	市民税係長	金子智奈美君
資産税係長	新奥知恵君	徴収係長	清水良一君

市民活動支援
係長
保健給食係長

小宮山 佳 浩 君
荻 原 実 香 君

学 事 係 長 窪 田 美 世 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 土 屋 達 巳 書 記 森 田 公
書 記 長 田 大 地

審査内容

1 条例審査

議案第40号 甲斐市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正の件

議案第41号 甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部改正の件

議案第42号 甲斐市税条例の一部改正の件

2 補正予算審査

議案第47号 令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）

3 その他

開会 午後 1時27分

○書記（森田 公君） 連日の参集、大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから、総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに、委員長より挨拶をいただき、委員長の進行により議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、内藤委員長、お願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 改めまして、こんにちは。

暑い中のご参集、誠にご苦労さまでございます。このところ、二、三日非常に暑い日が続いているということ、そしてまた、コロナに加えてまた熱中症という新たな課題が出てきてまして、またこの夏を乗り切るには非常に大変ではないかなというふうに思います。

そんな中、今日は審査していただく案件が4件ほどございますけれども、議事がスムーズに進行できますよう、委員各位のご協力お願いしまして挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

○委員長（内藤久歳君） 本日の会議を開きます。

本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については一問一答方式で簡潔に質問され、また市当局の答弁も分かりやすく説明していただきたいと思います。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

念のため、人数を申し上げます。創政甲斐クラブ2人、新政会1人、進和会1人、公明党1人、甲斐市民クラブ1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となっております。

のでよろしくお願ひいたします。

審査に入る前にお諮りします。本日は、円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査の日程により審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに条例審査を行います。

議案第40号 甲斐市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明を求めます。

小林人事課長。

○人事課長（小林一三君） お疲れさまです。

それでは、議案第40号 甲斐市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正の件について説明させていただきます。

議案書9ページ、議会資料1ページをお願いいたします。

この条例の一部改正の提案理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年度から導入された会計年度任用職員制度について、その任用形態に即した方法により、会計年度任用職員がサービスの宣誓を行うことができるよう、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、議会資料1ページの新旧対照表に記載のとおり、第2条第2項として「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる」という1項を追加するものでございます。

サービスの宣誓に関しては、第2条第1項に、新たに職員となった者は、任命権者等の面前において宣誓書に署名してからでなければ職務を行ってはならないことが規定されております。令和2年度から導入された会計年度任用職員については、任用期間が1会計年度内での任用となりますので、年度変わりにより任用更新を行う場合において、再度宣誓書へ署名することをせず、最初の任用に際して行ったサービスの宣誓をもってサービスの宣誓を行ったものとみなすことができるよう規定を整備するものであります。

この条例は、公布の日からの施行となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第40号の質疑を終了します。

これより議案第40号 甲斐市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第40号を終わります。

次に、議案第41号 甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

小林人事課長。

○人事課長（小林一三君） 引き続き、お願いいたします。

議案第41号 甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部改正の件について説明をさせていただきます。

議案書11ページ、議会資料2ページをお願いいたします。

この条例の一部改正の提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛や休業要請によって深刻な影響を受けている市民及び市内事業者の状況に鑑み、市長と特別職の給与について所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、議会資料2ページの新旧対照表に記載のとおり、附則に第6項といたしまして、「令和2年6月1日から同年10月31日までの間における市長、副市長及び教育長の給料月額を、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする」という1項を追加するものであります。

この条例は公布の日から施行し、6月1日からの適用となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 参考に聞かせてください。

うちの市長の場合、報酬というのは結構、県下でも何か低いほうだって話があるんだけど、基本的に。現状の、今、山梨県において、うちの市長の、どの辺になるんですか。

○委員長（内藤久歳君） 小林人事課長。

○人事課長（小林一三君） 県内13市の中では12番目という状況でございます。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 人口からとか、市の規模からするとアルプス市とか笛吹市というのは、大分うちと同じような規模の市なんだけれども、その辺のと比べるとどうなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 小林人事課長。

○人事課長（小林一三君） 南アルプス市さんにつきましては80万円ということで、うちよりも高く設定をしております。また北杜市についても80万円ということで、うちの市長よりも上になっています。あと笛吹市ですか。笛吹市については84万ということで、甲斐市よりも上です。

ただ、南アルプス市さんについては、減額をされている措置を、公約に基づいて減額され

ておりますので、若干ちょっと異っておりますけれども、そんな状況でございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

暫時、ちょっと休憩します。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時38分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

委員の質疑を終了します。

これより傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） 以上で傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第41号の質疑を終了します。

これより、議案第41号 甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部改正の件について
討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第41号を終わります。

ここで、職員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時40分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、議案第42号 甲斐市税条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

三井税務課長。

○税務課長（三井美樹君） お疲れさまでございます。

それでは、市民税税務課より、議案第42号 甲斐市税条例の一部改正の件につきまして説明させていただきます。

甲斐市定例市議会議案の13ページからとなります。

改正の提案理由といたしましては、14ページをお願いいたします。

これは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置で、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、徴収猶予の特例、市民税、固定資産税及び軽自動車税関係の改正となっております。改正関係の内容及び資料につきましては、議案の13ページからの改正条文、また、定例市議会資料3ページの甲斐市税条例の一部改正の概要及び5ページの新旧対照表となりますが、定例市議会資料3ページの概要によりまして、説明させていただきます。

1、読替規定に係る改正ですが、地方税法の改正におきまして、中小事業者等に対して本年2月から10月までの連続する3月の売上高が前年同期間との比較減少に応じて、令和3年度課税に限り、所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減となります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う場合の支援といたしまして、適用対象を拡充するとともに、適用期限を令和2年度から令和4年度の2年間延長することとなります。その改正に伴い、附則第10条の読替規定に係る改正となります。

2、本附則第15条第2項第1号等の条例に定める割合の改正は、法律改正に伴い、わが

まち特例の特例率について規定するものでありまして、市の条例の定める割合はゼロと規定する改正でございます。

3、軽自動車税の環境性能割の非課税に係る改正は、法律改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長を行うもので、附則第15条の2中の令和2年9月30日を6月延長し、令和3年3月31日に改正するものでございます。

4、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続の新設は、法律改正に伴い、新型コロナウイルスの影響により収入の大幅な減少で、前年同期比おおむね20%以上の減少をした場合におきまして、市税等を無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予できる特例措置を行うことにより、市町村における手続についての改正で、申請書類の訂正等の期間を規定するものでございます。

4ページをお願いいたします。

5、読替規定の改正は、先ほど1で説明しました附則第10条改正に伴い、法律改正の条ずれでございます。

6、法附則15条第2項第1号等の条例に定める割合の改正も、先ほど2で説明いたしました法律改正に伴う条ずれでございます。

7、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例に係る改正は、新型コロナウイルス感染症対策でイベントを中止した主催者に対する払戻請求権を放棄した場合、放棄した金額を寄附金控除の対象とする法律改正に伴い、附則第25条を加えるものでございます。

8、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に係る改正は、法律改正に伴い、住宅建設の遅延等により住宅ローンを借りて新築した住宅に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、要件を満たせば特例措置の対象とする等の控除の適用要件を弾力化し、附則第26条を加えるものでございます。

施行日は1から4が公布の日、5から8は令和3年1月1日となります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） 7番の、イベントを中止した被災者に対する払戻請求権を放棄した場合というのがあるんですけども、具体的にどういうふうになればそういうことをしたとい

うのは分かるということでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 三井課長。

○税務課長（三井美樹君） こちらにつきましては、対象が文化芸術やスポーツに係る一定のイベントでして、まずは文化庁やスポーツ庁が主催者からの申請に基づきまして、その対象イベントを指定します。その指定したイベントの主催者から参加者が払戻しの請求を受けるときの認定証明書、これは仮称ではありますが、と払戻請求権証明書を手入いたしまして、それを確定申告のときに参加者が2点の証明書を持参して寄附金控除を受けることとなっております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 今のような話の中で、甲斐市が事業としてやろうとしていたものを中止した、それによって該当するような事業は出てくる可能性はありますか。

○委員長（内藤久歳君） 三井課長。

○税務課長（三井美樹君） 誠に申し訳ありませんが、今のところそのイベントの対象かどうかということは、うちのほうで把握しておりません。申し訳ありません。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） やっぱり把握しとかなきゃ、うまくないと思う。

よろしくをお願いします。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員。

谷口議員。

○議員（谷口和男君） 4番の新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例に係る手続の新設というところで、収入が大幅に減少し、20%以上ですか、これが認められる場合が2月1日から1月31日ということになって決まられていると思うんですけども、例えば3月31日時点で督促の対象になったりとか、そういう方にはこういうのは適用される

んでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 二宮課長。

○収納課長（二宮千栄君） お答えいたします。

おおむね、前年同月期というふうに言っておりますが、その3月の部分も、おおむねというところに取り込んでおりますので、そちらは弾力的な運用をさせていただいておるところでございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ほかにはいらっしゃいませんので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第42号の質疑を終了します。

これより、議案第42号 甲斐市税条例の一部改正の件について討論、採決を行います。
まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第42号を終わります。

ここで条例審査を終わります。

ここで、職員入替えのため暫時休憩をします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時51分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、補正予算審査を行います。

議案第47号 令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

審査に入る前に、お諮りします。審査は歳出から行い、説明は担当課ごとに説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） それでは、そのようにいたします。

初めに、議会事務局より、1款議会費、1項議会費、1目議会費について説明をお願いいたします。

土屋事務局長。

○議会事務局長（土屋達巳君） それでは、議会事務局関係の補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

1款議会費、1項議会費、1目議会費。

内容について、11ページの説明欄です。10、議員報酬220万円の減額でございます。

これにつきましては、5月に開かれました第2回臨時会で議員さん方の報酬を、本年6月から10月までの間、月額2万円減額させていただく内容の甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を行いましたが、それに伴います減額補正でございます。

以上が議会費の補正予算の説明となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議会事務局関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時54分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、総務課より、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費について説明をお願いいたします。

小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） お疲れさまでございます。

それでは、総務課の6月の補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算説明書10ページ、11ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、17竜王庁舎駐車場管理事業管理係を1億8,293万円増額補正するものでございます。

財源内訳につきましては、全額一般財源であります。

内容につきまして、ご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、将来的な公共施設の増改築に対応するため、先行的に用地の確保を図ることを目的に、土地を購入するものであります。庁舎東側の職員駐車場につきましては、竜王庁舎新館を増築した際に、竜王庁舎に市役所業務が集約したため、竜王庁舎に勤務する職員が大幅に増加したことから、平成23年4月から駐車場用地として、民間の法人が所有している土地を賃貸借契約により借用をしております。このたび、契約をしている法人が財産の売却を検討している旨、情報があつたことから、将来的な公共用地の更新等に対応するため、先行的に用地を取得するための土地購入費、用地測量及び不動産鑑定評価等の委託料を計上するものであります。

現在賃貸している場所につきましては、5筆ありまして、今回購入する面積は7,801.30平米のうち、約5,000平米となっております。

議会でご議決をいただいた後、所有者と土地の購入に向けて協議を進めていく予定であります。

以上で、6月補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今、土地面積は、一応7,000ということで、それで5,000購入ということで、残りの2,000については、今回はどんな理由でそれが取得できなかったか。また将来的にどんなふうな考えなのかちょっと教えてもらえますか。

○委員長（内藤久歳君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） こちらの土地につきましては、分筆をしておりませんので、筆の面積でいくと7,000平米になるんですけども、現在借用している面積が分筆していないんですけども、借用している面積が5,000平米ということで、全部を買うんでなくて、今借りている面積を購入をするということで、このような面積となっております。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 結局、今現在借りているのが5,000ということで、それ以外は今、うちは使用していないってことだね。借りていないということで。はい。分かりました。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） この前もちょっと話、ちょっとこれ関連しているんだけど、結構あちこち借りている土地があるよね、学校関係の校庭もあるし、総合公園の一部もあるし、いろんところが借りているところが結構あるよね。これはもう、ある程度10年とか20年とか契約をしていると思うんだけど、できるだけこういう土地は借用じゃなくて、取得するようにまた努力はしていただきたいと、これは要望で結構ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） 要望でいいですね。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） 傍聴議員の質問はないようですので、以上で傍聴議員の質疑を終了します。

これで、総務課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 1時59分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、人事課より、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費について説明をお願いいたします。

小林人事課長。

○人事課長（小林一三君） 引き続き、よろしくお願いいいたします。

人事課の6月補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、ナンバー01の総務管理関係職員費につきまして97万円の減額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、先ほど甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部改正の件で説明させていただいたとおり、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済状況の悪化を受け、令和2年6月から10月分までの5か月間、市長、副市長及び教育長の給料月額を10%減額することに伴い、減額分の合計97万円を減額補正するものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 質疑がないようですので、質疑を終了します。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで人事課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時01分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、防災危機管理課より、9款消防費、1項消防費、5目災害対策費について説明をお願いします。

白神課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） お疲れさまです。

防災危機管理課より補正予算についてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の16ページ、17ページをお願いします。

9款消防費、1項消防費、5目災害対策費の補正予算につきましてご説明申し上げます。

04の災害対策整備事業につきまして551万1,000円を増額する補正をお願いするものでございます。これは、災害等の非常時に新型コロナウイルス等の感染症予防策を行うために、各避難所において必要となる衛生物品の備蓄整備を進めるものでございます。

内容としましては、非接触型の体温計を50個と、手指消毒用アルコール、殺菌清掃用の消毒液20リットル入りの缶をそれぞれ27缶、また、消毒液を使用する際のプラスチックボトルを150本購入し、各避難所及び備蓄倉庫に準備をしたいと考えております。また、使い捨てマスクにつきましても5万2,500枚を備蓄し、避難所や避難所運営者に配布できる体制といたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員の質疑等ございますか。

加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） 今回のあれは、消耗品とかそういったものに対しての補充ということみたいですが、今、話題になっています、例えば避難所で、やっぱり避難した方が密集する形になると思うので、もうちょっとこう仕切りをつけるとか、個別のダンボールベッドとか、そういったものを足してというような検討はないですか。

○委員長（内藤久歳君） 白神課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） 今、ご質問のパーティション等につきましては、当初予算に計上してありまして、それで今発注をしているところでございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにごございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（内藤久歳君） 以上で傍聴議員の質疑を終了します。

これで、防災危機管理課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時05分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、市民活動支援課より、2款総務費、1項総務管理費、14目諸費について説明をお願いいたします。

梅原市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（梅原 剛君） お疲れさまでございます。

引き続きまして、市民活動支援課より6月補正予算の内容につきまして説明させていただきます。

補正予算説明書の10ページ、11ページのほうをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費の補正予算につきまして説明させていただきます。

01の自治振興事業につきまして、補正前の額5,675万2,000円に補正額750万円を増額し、

補正後の額6,425万2,000円とする補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、令和元年度に一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業におきまして、寺平自治会、下宿自治会、駒沢自治会が申請しておりました一般コミュニティ助成事業が採択されたことに伴い、それぞれ限度額の250万円、合わせて750万円の補正をお願いするものでございます。

補正額750万の内訳でございますが、寺平自治会におきましては、テント及び除雪機等、下宿自治会ではテント、グラウンドゴルフ用具等、駒沢自治会におきましては倉庫、除雪機等でございます。

また、歳入につきましては6、7ページになりますが、一般財団法人自治総合センターから同額の750万円を21款諸収入の総務費雑入へ計上してありますので、併せてご確認をお願いいたします。

以上、市民活動支援課の6月補正予算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今、250万の3自治会ということであったけれども、これは申請があって、その中で3自治会があったから3自治会ということで、その内容ということですか。何かこの中には3自治会と限定した理由は何かあるのですか。

○委員長（内藤久歳君） 小宮山係長。

○市民活動支援係長（小宮山佳浩君） 令和元年度の申請におきましては、この3自治会以外に10の自治会が申請をしておりました。合計13の自治会が令和元年度の申請をして、そのうちの今回の3つの自治会が自治総合センターのほうで採択されたということになっております。よろしく申し上げます。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） その3自治会が採択されたその理由は、その3自治会は何で、どういう理由でその3自治会、13のうちになったというその根拠みたいなものは何かあるんですか。

○委員長（内藤久歳君） 梅原課長。

○市民活動支援課長（梅原 剛君） 採択の根拠でございますけれども、うちのほうでは申請が当然上がってきた段階で、各自治会の申請の内容のほうの精査をさせていただきます。ただ、採択につきましては、自治総合センターのほうにお送りしまして、そちらのほうで採択をされるようございまして、その内容の細かいところまでこちらのほうに分からないんですけども、申請の内容自体はこちらのほうでしっかり見せていただいてセンターに送ると、センターのほうの基準があるかと思うんですけども、その中で採択されるということで考えております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 基本的には、市はあくまでも申請、地域からきたのを精査して申請すると、あくまでも向こうのセンターのほうで最終的な決定をするということですね、基本的に。ある程度条件が整ったところが、3つがある程度その辺が条件が整っていて採択されたということで、別に4つでも5つでも合えばよかったということ、3つしか枠がなかったということなのか、どうなの、それ。

○委員長（内藤久歳君） 小宮山係長。

○市民活動支援係長（小宮山佳浩君） お答えします。

今回は3つということでしたけれども、今まで過去1年に2つの自治会ということもあったり、1つの自治会であったりということがありました。今回初めて一度に3つの自治会というふうに認められております。それで、幾つ認められるか、その限度があるかというのまでも、こちらのほうでは、申し訳ないです、ちょっと聞いておりませんので、もしかしたら来年度は多くなるかもしれないですし、また少なくなるかもしれない、その辺は毎年毎年申請を出しておりますので、今回は向こうのほうで、たまたま甲斐市の自治会の中で3つが認められたということになっておりますので、ご理解をお願いします。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 最後、すみません。結局、毎年毎年出ているということだよな。13あった中の3つということなので、これは結構同じ自治会が毎年毎年同じような関係で出ているわけですか、基本的には、その辺はどうなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 小宮山係長。

○市民活動支援係長（小宮山佳浩君） そのとおりでありまして、申請を何年も続けてして採

択される状況が近年で続いております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 残されている10個というのは、長いので何年ぐらいたっていますか。

○委員長（内藤久歳君） 小宮山係長。

○市民活動支援係長（小宮山佳浩君） 一番長い自治会で、今回、4回目申請して採択されなかったところがあります。

○委員長（内藤久歳君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 4回目で採択されなかった……。

○市民活動支援係長（小宮山佳浩君） そこが一番長い。

○委員（斉藤芳夫君） ところが長い。

現在は、プラスして申請はまだ出ているところは何か所あるの。

○委員長（内藤久歳君） 小宮山係長。

○市民活動支援係長（小宮山佳浩君） 令和2年度、今年度の申請は今年の10月から11月にかけてです。恐らく、令和元年度、昨年度ですね、申請した10自治会は継続して申請を希望するのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 10月、11月にならんと新しく受け付けていないという意味ね。

○委員長（内藤久歳君） 小宮山係長。

○市民活動支援係長（小宮山佳浩君） はい。毎年申請をするかどうか自治会に確認をして、ほとんどのところが継続して申請するよという状態が続いております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、市民活動支援課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時14分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、学校教育課より、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費から10款教育費、5項幼稚園費、1目幼稚園費まで一括にて説明をお願いいたします。

輿石学校教育課長。

○学校教育課長（輿石 信君） お疲れさまです。よろしく願いいたします。

それでは、学校教育課の補正予算についてご説明をいたします。

補正予算説明書の18、19ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、11学校庶務費611万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

内容であります。2つございます。

1つは、新型コロナウイルス感染リスクを回避し、子供たちが安心して学校生活を送ることができるようにするために、ハンドソープ、ハンドソープの容器、拭き取り用アルコール消毒液を16校に購入し配付をするものです。

もう一つは、新型コロナウイルス感染症対策に伴う甲斐市民への支援対策としまして、甲斐市立小・中学校に在籍をするお子さんを持つ保護者の経済的負担を軽減するため、児童・生徒が使用します学習教材の購入に係る費用1人当たり600円を公費で負担するものです。

財源の内訳の国庫支出金100万2,000円は、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の対象となります国の補助事業である学校保健特別対策事業費補助金でございます。

次に、4項学校給食費、1目給食センター費、03給食センター運営費2,797万6,000円、同じく2目学校給食費、01学校給食費2,932万6,000円につきまして、その他財源から一般財源への更正をお願いするものであります。

内容は、新型コロナウイルス感染症対策に伴います甲斐市民への支援対策として、甲斐市

立小・中学校に在籍をします児童・生徒の8月、9月分の給食費を無償化するものです。

続きまして、5項幼稚園費、1目幼稚園費、06子ども・子育て支援事業61万3,000円の増額の補正をお願いするものです。

内容は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う市民を対象としました支援策として、甲斐市在住で私立幼稚園に在籍をする園児の8月、9月分の副食費上限4,500円を無償化するものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

谷口議員。

○議員（谷口和男君） すみません。学校給食費で、8月、9月無償化が一般財源ということで計上されているんですけども、これについては国からの補助とかそういうのはないんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） 現在のところ学校給食につきましては、国からの補助ということはありません。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 以上で傍聴議員の質疑を終了します。

これで、学校教育課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時20分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、歳入について行います。

企画財政課より、13款分担金及び負担金から22款市債まで一括で説明をお願いいたします。

宮本企画財政課長。

○企画財政課長（宮本 裕君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、このたびの一般会計補正予算12億4,880万1,000円につきまして、財源となります歳入予算についてご説明いたします。

補正予算説明書の6ページ、7ページをお願いいたします。

初めに、13款分担金及び負担金、1項負担金、2目民生費負担金、2節児童福祉費負担金2,185万2,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴います安心甲斐・市民支援事業である保育料無償化及び放課後児童クラブの利用者負担金無償化に伴います負担金を減額するものでございます。

次に、15款国庫支出金であります。

1項国庫負担金、2目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金702万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえまして、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住宅確保給付金の支給対象が拡充されたことに伴いまして支給額に対して交付される負担金を計上するものでございます。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金1,103万2,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策といたしまして、保育所等においてマスク、消毒液等を購入するための経費に係る補助金でございます。

次に、7目土木費国庫補助金、1節土木費補助金572万円の減額につきましては、橋梁長寿命化に伴う点検、修繕等に係る財源について、防災安全社会資本整備交付金から道路メンテナンス事業費補助金に移行されたことから、財源の組替えを行うとともに、玉川万才線の通学路整備に伴います防災安全社会資本整備交付金の内定がありましたので、歳入予算に計上するものであります。

次に、2節道路橋梁費補助金6,105万円の増額につきましては、橋梁長寿命化に伴う点検、修繕等に係る財源について、防災安全社会資本整備交付金から道路メンテナンス事業費補助金

に移行されたことから、財源の組替えを行うとともに、中央道に架かるスポーツ橋、それと荒川に架かります金石橋の2橋の補強に伴う道路メンテナンス事業費補助金の内定がありましたので、歳入予算に計上するものであります。

次に、9目教育費国庫補助金、5節保健体育費補助金100万2,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染のリスクを回避し、子供たちが安心して学校生活を送ることができるようハンドソープ、ハンドソープ容器、アルコール消毒液を購入するための経費に係る補助金を計上するものであります。

次に、16款県支出金であります。

2項県補助金、4目労働費県補助金、1節労働費補助金30万円の増額につきましては、東京圏から就業した移住者への移住支援事業費補助金として交付される補助金を計上するものでございます。

次に、5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金1,103万6,000円の増額につきましては、機構借受農地整備事業において1件の要望があったことに伴いまして、工事費を増額いたしますけれども、その財源といたしまして交付される補助金53万6,000円、それと、農道に架かる橋梁の調査測量業務に対して交付される補助金1,050万円を計上するものであります。

次に、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金11億8,600万5,000円の増額につきましては、今回の補正予算の財源不足分を財政調整基金から繰り入れるものであります。

次に、21款諸収入であります。

5項雑入、1目雑入、1節総務費雑入750万円の増額につきましては、令和元年度に申請した一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業において一般コミュニティ助成事業に寺平、下宿、駒沢自治会の事業が採択されたことにより、市がコミュニティ助成事業助成金を受け取りまして、そのまま3自治会に交付するものであります。

次に、2節民生費雑入297万円の減額及び9節教育費雑入5,730万2,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う安心甲斐・市民支援事業として保育園の副食費、小・中学校の給食費をそれぞれ減額するものでございます。

次に、22款市債であります。

補正予算説明書8ページ、9ページをお願いいたします。

1項市債、7目土木費、1節辺地対策事業債320万円の増額につきましては、道路新設改

良事業へ充当するものであります。

次に、12目合併特例債、1節合併特例債4,850万円の増額につきましては、道路新設改良事業へ500万円、橋梁長寿命化推進事業へ4,350万円を充当するものであります。

地方債の現在高見込みに関する調書についてご説明させていただきますので、補正予算説明書の20ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。

表の一番下の行が合計でありまして、中ほどの起債見込額の列にありますとおり、今回の補正で5,170万円を増額いたしますと、本年度の起債の発行見込額は20億6,692万円となりまして、一番右の列にございますとおり、令和2年度末の現在高は225億5,509万円となる見込みであります。

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑ございますか。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 繰入金11億8,000万円って、基金残高は幾ら残っているんですか。

○委員長（内藤久歳君） 宮本課長。

○企画財政課長（宮本 裕君） 今回の6月補正予算において、11億何がしを繰入れをさせていただきましても、その後の残高につきましては、25億7,055万7,000円というふうな内容で見込まれます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） いろいろ出入りがある、予算組んであったけれども使わないものも出てきている、決算になると今度はまた基金積立てというふうに行っちゃお金が出てくることもあるんだけど、基金って非常時の時の万が一と。この時点で25億まだ残っているということは、ある程度もうちょっとこう、市単、思い切った政策を取ってほしいんだよね、今までいろいろ説明を聞いているけれども、なかなかすっきりしない項目ばかりしか出てこないんだけど、それで担当の部署に言うと、いや、企画が云々というふうに言われるんだけど、その辺はどうですか。

○委員長（内藤久歳君） 宮本課長。

○企画財政課長（宮本 裕君） お答えさせていただきます。

財政調整基金につきましては、災害復旧またその他財源不足が生じた時のためという内容で積み立てている基金という内容がございまして、先ほど申し上げましたとおり、今回の6月補正において、この時点での残高見込みが25億程度というよう内容になりますけれども、令和元年度の決算時点の残高見込みが約46億程度という内容でございました。今回5月の臨時補正及び6月の今回の補正において取り崩しをさせていただく中で、コロナウイルスの関係の対策についても災害と同じような形で捉える中で、12億程度を繰り入れて事業のほうを執行しているという内容がございます。

災害等の関係もございまして、今後、台風等の損害も、当然、災害が来たときにはそういった内容も取り崩しをすることも想定がされますので、今後の財政調整基金の取り崩しについても慎重にちょっと検討していく必要があるかと考えております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかに委員のほうで質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） よろしいですね。

ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、ございますか。

谷口議員。

○議員（谷口和男君） 財政調整基金が25億に減ることなんですけれども、ちょっと国からの臨時財政交付金、これ甲斐市で幾らぐらい出るものか教えていただきたいんですけども。

○委員長（内藤久歳君） 宮本課長。

○企画財政課長（宮本 裕君） 今回の国の補正予算の関係に伴います臨時地方創生交付金につきましては、1次補正予算の内容で甲斐市のほうに約2億5,000万円程度で、2次補正のほうで、先週、国の国会のほうでも可決をされたかと思っておりますけれども、そちらにつきましてはまだ金額等が示されておりませんので、現時点では1次補正の2億5,000万円程度が甲斐市の上限額ということで示されているという内容になります。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 以上で傍聴議員の質疑を終了します。

これで歳入の質疑を終わります。

これより、議案第47号 令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第47号を終わります。

これで補正予算の審査を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案審査は全て終了いたしました。慎重審議ご苦労さまでした。

最後に、その他を行います。

委員より、その他、何かございますか。

どうぞ、赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） コロナウイルスの対応だけれども、今現状はこの補正で組んだんだけど、これ当然長引く可能性があるからね、先が見えないということで、当然、今後もそれなりの対応をしなければならぬと思うんだけど、今、言ったように基金とか25億円とかそういったものをまた切り崩して対応するという方向になると思うんだけど、それはどうなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 横森部長。

○企画政策部長（横森貴志君） コロナウイルスの対策につきましては、今回の補正でも可決していただきましたように、様々な分野において計上させていただいております。

今、赤澤委員からご指摘がありましたように、今後、第2波、第3波、秋から冬にかけて訪れるのではないかとということで、その点を危惧しているところでございます。

その状況にもよりますけれども、まずは、財源といたしましては、第2次補正予算で示されております創生交付金の関係がまだ金額等が示されておられません。それが示されましたら、その活用につきましてお示ししまして、遅くとも8月の定例会にはその計上をさせていただきたいと考えているところでございます。

それにも増して、また財源が足りない場合におきましては、当然、今やっています事業の延期もしくは中止等を考えまして、まずはコロナ対策を優先するような形の中で検討を進めていかなきゃならないと思っております。そのような形の中で、財源の確保を目指していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ありがとうございます。

甲斐市も、それなりに市民のために対策をしていただいているということに感謝をしているところなんですけれども、よその自治会なんかじゃ、えらいまた大盤振る舞いしている自治会もあって、市民としてはいろんな反響があるのは事実なんですけれども、当然、限られた予算の中でやるということであれば、財源的なそういったフォローもあるけれども、いろんなサービス、精神的なフォローもしてやるということも大事だと思うので、その辺も対応を今後もしっかりしていただきたいなど。この際、ちょっとその他というのに申し訳ない、要望ですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） いいですね。

では、その他、事務局、何かございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） なければ、その他を終了します。

以上もちまして、本日の日程は全て終了しました。

これもちまして総務教育常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時36分